

一、見習職工ノ名称ヲ廢止ス
二、年一回運動會ノ開催又ハ慰安ノ方法ヲ構ス

賣店ノ部

- 一、賣店従業員ノ退職手當並ニ住宅手當ニツイテハ考慮ス
 - 一、賣店喫茶・製パン部ニ對シテハ湯銭ヲ支給ス
 - 一、當座手當ヲ支給ス
 - 一、解雇者十名ニ對シ金三千円ヲ支給ス
 - 一、家族並ニニ従業員見舞金トシテ金二百円也ヲ支給ス
 - 一、爭議中ノ手當トシテ金四千円也ヲ支給ス
- 右覽書三通ヲ作成シ會社・爭議團・謝停者側ニ於テ各一通ヲ保有ス

昭和六年五月十七日

謝停者 高田町長 海老沢了土助
東京製パン株式会社取締役 植野明

東京製パン爭議團代表 九小春一
東京一般共働組合代表 渡辺惣藏

覽書

東京製パン株式会社爭議解決ニ對シ會社並ニニ爭議團側ニ於テ
左ノ如ク覽書ヲ交換ス

記

一日拾毫円或十錢以下ニシテ是ケ年以上昇給セサル者ハ勤務成績
續テ考酬シ五錢以上ノ昇給ヲ得ス

右覽書三通ヲ作成シ會社・爭議團・謝停者側ニ於テ各一通ヲ保有ス

昭和六年五月十七日

謝停者 高田町長 海老沢了土助
東京製パン株式会社取締役 植野明
東京製パン爭議團代表 九小春一